

町内認定こども園・保育所保護者 様

波佐見町長 一瀬 政太
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る休園等対策ガイドラインについて【第1版】

休園等対策ガイドラインについては、県の実施方針「濃厚接触者及び積極的疫学調査の取り扱いについて」により、下記のとおりとしますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

【認定こども園・保育所の対策ガイドライン】

対象	感染等の状況	園児の対応	園の対応
園児	感染	当該園児は、保健所等が登園を許可するまで登園不可※1	状況により当該認定こども園・保育所の全部又は一部を臨時休園※3
	濃厚接触 同居世帯内で感染者が発生した場合	当該園児は、登園不可※2	通常保育
	感染の疑い①（クラス・学年休園） 園内で感染者が発生し、濃厚な接触が疑われる場合	当該園児は、登園不可※4	
	感染の疑い②（クラス休園のきょうだい園児） きょうだい園児のクラスが一部休園した場合	当該園児は、登園不可※4	
	体調不良 園児及び同居世帯内の者が体調不良の場合 鼻水、咳、発熱、下痢、倦怠感や風邪症状がある場合	当該園児は、登園不可※5	
その他の対応	ア. 基本的な感染症対策（職員のマスク着用、手洗いや咳エチケット）の徹底 ※ 2歳未満児へのマスク着用は勧められません。2歳以上児については、状況及び保護者理解を得て着用を判断してください。 イ. 保護者との連携 ウ. 適切な環境の保持（保育室等のこまめな換気等） エ. 登園前の検温と健康観察 オ. 園連絡網での周知 カ. 施設設備等の緊急時の消毒		

- 「体調不良」を除き、当該認定こども園・保育所の全部又は一部を臨時休園とした期間と感染や濃厚接触により保健所等が許可するまでの期間の保育料は、日割り計算し還付します。また、まん延防止や緊急事態宣言が発令され、登園自粛を行った場合も含まれます。
- クラス休園になった場合、未就学のきょうだい園児も登園不可になります。ただし、小中学校のきょうだい児は体調不良等がなければ登校できます（放課後児童クラブの利用可）。
- 小中学校の全部又は一部を臨時休校した場合、未就学のきょうだい園児は体調不良等がなければ登園できます。
- ※1 感染の場合、待機期間の目安は10日間とします。
- ※2 「濃厚接触」の場合、待機期間は原則7日とします。ただし、待機4日目及び5日目に陰性が確認・証明できた場合、5日目から待機解除になります。
- ※3 感染者数、濃厚接触者の有無やその範囲により、休園の実施や範囲（園全体、クラス・学年単位）、期間等を判断します（職員が感染し、十分な保育を提供できない場合も含む）。期間は原則7日間です。ただし、保健所や園医等の関係機関と協議のうえ、期間が短縮・延長する場合があります（一部休園・全部休園）。
- ※4 休園等になって4日目以降に陰性が確認・証明できた場合、登園可能とします（抗原検査・PCR可）。
- ※5 同居世帯の者や本人の体調不良が治るまで登園はできません。体調が気になる場合は、かかりつけ医に相談し受診しましょう。鼻炎や喘息などによる鼻水・咳は、園に相談してください。

【お願い】 児童・生徒・保護者等が感染者や濃厚接触者となった場合、通っている認定こども園、保育所、学童保育、学校などの関係施設には、確実に連絡を入れていただくようお願いします。